

令和6年度第4回三条市地域公共交通協議会（書面協議） 議題

令和6年6月19日

1 協議期間

令和6年6月19日(水)から6月26日(水)まで

2 議事内容

(1) 報告事項

ア 令和5年度三条市地域公共交通利用状況

【報告理由】

令和5年度の三条市地域公共交通利用状況について報告するもの

イ 三条市地域公共交通網形成計画令和5年度実施状況について

【報告理由】

三条市地域公共交通網形成計画に基づき実施した令和5年度の実施状況について報告するもの

(2) 協議事項

ア 令和5年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算(案)について

【協議理由】

令和5年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算(案)について協議するもの

イ 三条市地域公共交通協議会規約の一部改正について

【協議理由】

運行事業者移管に伴う協議会委員の変更について協議するもの

ウ 三条市地域公共交通網形成計画の改定について

【協議理由】

AI オンデマンド交通やアウトドアライナーの運行など三条市地域公共交通網形成計画策定時にはなかった取組や三条市地域公共交通協議会で定めた直近の方針を反映するなどして実態に合った計画内容に更新するため、三条市地域公共交通網形成計画を改定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく三条市地域公共交通計画とするもの

エ 令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画（案）について

【協議理由】

国の地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項により、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 6 月 30 日までに地域公共交通計画認定申請書を国へ提出する必要があることから、その計画内容(案)について協議するもの

※幹線系統確保維持計画の作成については、昨年度まで県が行うこととされていたが、地域公共交通確保維持改善事業の見直しにより、今年度から地域公共交通計画を作成した市町村が行うこととされた。

オ 令和 7 年度生活交通確保維持改善計画(案)について

【協議理由】

国の地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項により、地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 6 月 30 日までに協議会が作成し、国へ提出する必要があることから、その計画内容(案)について協議するもの

3 説明資料

(1) 報告事項

議事(1)アに関するもの

資料No. 1 令和 5 年度三条市地域公共交通利用状況

議事(1)イに関するもの

資料No. 2 三条市地域公共交通網形成計画令和 5 年度実施状況について

(2) 協議事項

議事(2)アに関するもの

資料No. 3 令和 5 年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算(案)について

議事(2)イに関するもの

資料No. 4－1 三条市地域公共交通協議会規約の一部改正について

資料No. 4－2 改正規約案（新旧対照表）

資料No. 4－3 【参考】改正規約案（全文）

議事(2)ウに関するもの

資料No. 5－1 三条市地域公共交通網形成計画の改定について

資料No. 5－2 三条市地域公共交通計画（案）

議事(2)エに関するもの

資料No. 6－1 令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（案）

資料No. 6－2 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）
表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）
別紙 生産性向上の取組

議事(2)オに関するもの

資料No. 7－1 令和7年度生活交通確保維持改善計画（案）

資料No. 7－2 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）
表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要